膏油制度

〔東雅 器用八〕燈燭トモシビ〇中略倭名鈔に、〇中略油讀みてアブラといひ、涅槃經に胡麻子を熬て擣ジボ押ルときは、油を出す事を得るといふを引たり、アブラとはアブルといふ語の轉せしなり、アブルは炙也、猶熬といふが如く、〇下略

〔倭訓栞 前編 二〕あぶら 膏油をいふ、和名抄に肪脂もよめり、草木の實、魚鳥の肉をあぶりて、取ものなれば名とせる成べし、梵語也といへるはいかゞ、心得がたし、

〔令義解 職員一〕主油司

正一人掌諸國調膏油事 謂肉脂爲膏、自餘爲油、

〔大上﨟御名之事〕女房ことば

一あぶら おとのあぶらといふ

〔牧民金鑑 十六〕寬保三亥年二月廿四日

國々より菜種大坂表江積廻來候處、近年不作故か、大坂江積廻し候菜種無數成候ニ付、水油高直にて、諸人難儀に有之候間、國々ニ而菜種作増、大坂表へ積廻可申候、

一絞油致候國々之內、江州、尾州、勢州、三州、駿州、豆州、相州より江戸廻し致來候分は、只今迄之通可積廻、攝州兵庫西宮幷紀州、中國筋、四國筋、西國筋ニ而絞候油、江戸表江不致直積廻、大坂江積登せ可令賣買候、

右之趣、御料者御代官、私領者地頭ゟ可觸知者也、

〔天明集成絲綸錄 四十六〕明和四亥年三月

關東筋ニ而作出候綿實之儀、此度小網町貳丁目多田屋直三郎、神奈川宿源兵衞江買問屋願之通申付、右買請候綿實、相州足柄下郡早川村におゐて燈油絞、江戸油問屋江賣渡候筈ニ候、依之關東八ヶ國ゟ作出候綿實之內、是迄大坂表江積登候分は格別、其餘者右貳軒之問屋江可賣渡候、此旨